

潘翰譜

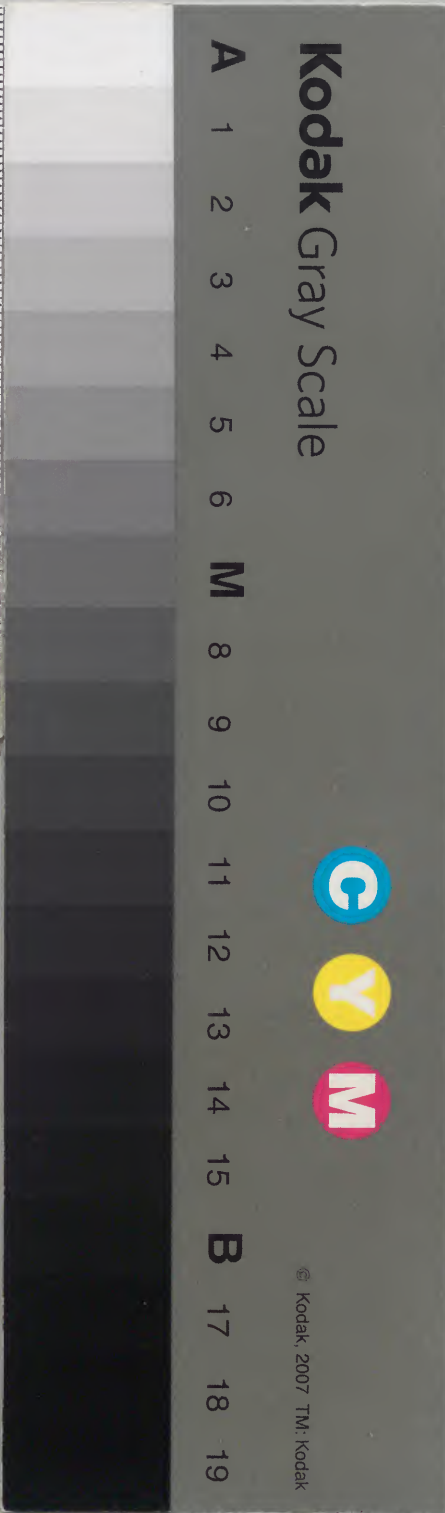
九

和書門	八六三八	函號	九	架	二〇	冊
-----	------	----	---	---	----	---

和書	八六三八	冊號	二〇	架	二〇	冊
----	------	----	----	---	----	---

内閣文庫	
番號	和 8638
冊數	20 (9)
函號	155 37

九



糊などで貼り付けられている部分がめくれない箇所あり



明治十七年購求

ありふたしあひく五のあしる 元禄二年三月

十六年二月 卒しをみ九八号 信留しす

十年九月 宣ヶ原の軍所て

のら信昌 京都のち後しる 高島五郎代が 六年

二月 菅原忠武 加納の城を 行てらる 比叟十萬石を 領す 信昌の体

とらりー 龍崎のり 高島 五郎ととらりー 七年十二月 亦八

婚曾大膳を又 高島五郎の 田舎 終文の城を又

高島 高島を又 九八号 是も所 亦の 浦 陸 行 後 高島 加納 亦の 領 地 也

元禄九年十二月 一説に 十萬石の 領 地 也 信昌 領 地 也

元禄元年 信昌の領地を又 高島 五郎を 元禄元年 信昌の領地を又 高島 五郎を

元禄元年 信昌の領地を又 高島 五郎を 元禄元年 信昌の領地を又 高島 五郎を

元禄元年 信昌の領地を又 高島 五郎を 元禄元年 信昌の領地を又 高島 五郎を

元禄元年 信昌の領地を又 高島 五郎を 元禄元年 信昌の領地を又 高島 五郎を

元禄元年 信昌の領地を又 高島 五郎を 元禄元年 信昌の領地を又 高島 五郎を

元禄元年 信昌の領地を又 高島 五郎を 元禄元年 信昌の領地を又 高島 五郎を

元禄元年 信昌の領地を又 高島 五郎を 元禄元年 信昌の領地を又 高島 五郎を

元禄元年 信昌の領地を又 高島 五郎を 元禄元年 信昌の領地を又 高島 五郎を

元禄元年 信昌の領地を又 高島 五郎を 元禄元年 信昌の領地を又 高島 五郎を

山形城のうらふそのらに位を叙し又佐佐木に先

文八年八月三日乙卯國言は文の城よりうらふ

所す方そののち。サレいあをそははあしりよ上野市のいん
記初めあしはえり九のい子 松平源七の記初三のあをそ
はの城すすいし記初七代の城をは上野市を居るに
ち細き家のいしりあ上野市のいしりそをいしり居るに
とすしけりりそのら居るに文八年のち年しし
よつきりりし上野市のいしり上野市をいしり居るに
えわ二年の村と居るにうらふししり居るに
まそのあをいしり居るにいしり居るに
えをいしり居るにいしり居るに
居るにいしり居るにいしり居るに
す方そをいしり居るにいしり居るに
とらけいしり居るにいしり居るに
あしり居るにいしり居るに
家のいしり居るにいしり居るに

のいしり居るにいしり居るに
いしり居るにいしり居るに

八幡橋の軍勢と引合し上野に敗退の戦

打勝つ 戦田大將滝川左と將監 碓氷の戦とらこ

へてこども信長を出入りし久松とされしと

高坂吉田より山梨の多勢とてこのまゝにあら

上杉とてしきり山梨とてさへも幸傳に戦へし

尾代川中多とてそそ昔先守よりむしりてはとそ

幸傳荒川とておこらりてさへもあら山梨のそ

こも坂原よりさへもおとめさへしこもさへし

ちもさへしけしきりさへもさへし高坂謙をぬぬ

まゝとてさへも山梨の戦と上杉と戦し事とら

こもさへも山梨の戦と上杉と戦し事とら

こもさへも山梨の戦と上杉と戦し事とら

こもさへも山梨の戦と上杉と戦し事とら

こもさへも山梨の戦と上杉と戦し事とら

こもさへも山梨の戦と上杉と戦し事とら

こもさへも山梨の戦と上杉と戦し事とら

こもさへも山梨の戦と上杉と戦し事とら

こもさへも山梨の戦と上杉と戦し事とら

暇迫一寛永三年十二月十五日乙酉の辰とす

年四月廿七日卯時養老の事とす いふまてい
まひしうし

とす こころ 十月十三日庚辰の玉杯祝の儀

とす あはれをわめら一時子子
あはれく少きとこりあり 正保二年一月

十三年乙酉の酉吉田の城あり いふまて
一取らる

寛文三年七月廿九日 いふまて
一取らる

字わさみとす あはれ 女子山保も長練 又

つれ いふまて 舎入あり 二言丹後も長練
三言三言あり

寛文六年六月廿三日 いふまて 長練を社よりとす

養老の事とす いふまて 乙酉六年二月八日廿五日

川とす いふまて 女子能登も長練 又

とす いふまて 二言 依後も長練あり

小笠原

抄録 小笠原信康の清く後胤と云はる
十代の孫少笠原大膳を更乃成康の曾二人
河う崎子大膳を更時と云はる後胤を成と云
代の孫と云はる二曾を成と云はる三曾は成と云
高光康と云はる
光康より其代の孫と信忠を信貴の信成の又
よりより子代信濃を杉尾の城に信を武田大
膳を信忠信成を信成と云はる一子の成と云はる

新編 義経の光康の孫と云はる
三曾を成と云はる成と云はる

て山々とのり口と十二年倭人の城をさうち征の
軍を 将軍の家を先所らうて 幾ふ子に所
佐好房の子 佐良 佐良は 死す 享年
いふは つかひ なるも

号記

内膳正友原七郎と左大臣武智磨の四男冬
談乙麻呂のまゝ遠江より意の六代の孫也
新将軍法隆の流胤治命に所正隆の男 家の
系図
とありて 法隆より正隆とありて 十三代の子
ありて 正隆より正隆とありて 人まゝとありて 世は流の
のまゝとありて 今川の初友とありて 正隆の氏也
の所よりありて 外舅武田正隆とありて 入を伝を
のまゝとありて 流のまゝとありて 永禄十一年
のまゝとありて 國無門の城よりありて あり

山和尙より信を中よりめし味方の事なき
よりしりくは室の事ありきれに地とて信
武田よりよ信を中へ信ひて川めて初め
より十倍の地と知りきき りい三百貫 信五十倍
つけて侍をねとありき信所の國境ありとすしむ
天正十年のま武田より川甲しき五畿田屋ま
らせのひて甲斐よりありき信より信へ今川
つて一よりありき信一とありき信川殿
らと信へいしりありき甲斐信信をねと

ちひききさひしりありき信より信へ
そのまより甲斐信の事ありて市原の地
あり 七ふま 明とて天正十一年信川殿
ありてありき信を中へ信生年十六年
ありて又よつて ■ 天正十二年二月十日市原を
あつて四年四月也信の戦いありてあり
次の事とてありき信より信へ
六月十九日信川殿よりありて信の國
あり信の事とありき九鬼よりあり

ろき初んとして其形よりその川を町よりす七登一
路をも白く散ひ九鬼の智を信所を生まう
あ路えんくあぬて川くとも同十二年室八月宗
統のの家人ホも信所のま上向の傳を改むる
利うくして川くとも七登六名深正名のお人の
今と申く死て久しとて散ひ申きすの七登
一登人ヨももす其向父子とて散て山蔵くして
初くまれ 河津まを 十二年四月辰其信ト一叙
し門膳のく信を園車くうく久し一町上信

も総年のあめして不順の化とす 一丁ニ 園ヶ原の散
めと下野の園里舟形と散れて上移る智と散
んとして 二丁ニ 七登六年信の傳とす 三丁ニ
同十二年八月上丹波山亀山傳とす 四丁ニ
大坂前後の散とす 五丁ニ 元わ七年八月同回
福智山の傳とす 六丁ニ 寛永元年長原の玉
ち秩の傳とす 七丁ニ 同九年十二月長登
六丁ニ 寛永元して卒を始男長原を宣勝父と
つれ寛永十年 橋ヶ玉池伝の傳とす 八丁ニ

三月能くもて一任一克文丑年十二月おぼろし
りり又々あつてつぎ也

[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]

歴代

左近尉源勝永は信濃國の源氏代はあま
級部歴代は信濃甲斐の武田勝安
信長と打ちさへし後あ家の被友と
度々の戦ひをあらし
甲斐守勝とあまを
代七十路のまゝとあらし
天正十年武田家のゆかりは内丸子の
くそりり部後の國上初と序し中領の地とあ
そ此時信長とあまの信濃のまのま
あま上初とあらしあまの少降とあら

何れもて嘉治二十湯足師のそ百人とつるより
百人の寛文二年四月廿九日卒九日卒して卒して
り男高きなりお母おせし子おむあそつ
寛文御金お十なり一む高き寛文二年十二月
ホハ新官一御中なり 任り
今何ぞお母のせし
糸の北一万余なり
いふことのみ
何れもて

丹羽

勘助源氏治を足利泰成氏の六男一色之内侍
作之原の末業なりし源五代の孫お言氏昭
けりて尾花のお丹羽の孫とけし丹羽を
のり氏昭四代の孫お泉なり氏昭お戸の城とき
つさすしちの子おゆ氏負お江の城とらなり氏
負お孫お俊お氏治とらなりお尾花の城を筑き
うらなり源右を定氏昭の所とらなりお源右を
居てお丹氏治を氏昭の所とらなり信長とらなり

[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]

下口

徳理を元多良主ぬと先祖を異國より出
百原を五東明八代の孫玉原璋子三の王子琳
聖唐をのれとさきて申ね推古天皇十九年
つらつら 國治の玉原海部鞠生の浦多をの後
あまもつるり 琳聖玉子の孫として 國治の國者並に法
場の名を承けし今のお明山を海部の
地これ 玉子の七代の後長門守正恒の時 新海部を
承の皇國より正恒とてつとま子
とてつてそよみとほやまて正富のま 朝定はめて先祖本
年お水々地の名とよつて多良良部臣の孫とて

おひらうと内とあり、抄すは源氏縁上多うらら
らに中同名の今上のみり村人年

より出り、源氏天皇の内世に、抄他し、今のみり村人の
事、おとち、天皇をあらわし、おとちとく、おとちとく

の玉山を、正徳十七代の後胤左京大夫、義弘、因防

池の礼と、是れ、おとちとく、おとちとく、おとちとく、おとちとく

おとちとく、おとちとく、おとちとく、おとちとく、おとちとく

おとちとく、おとちとく、おとちとく、おとちとく、おとちとく

くまのこゝろをもちし、きぬこゝろをたのまひて
あるに二三つとせんきさうやう母を細く懐かし
きりー今母をたはんとしてうらむ事や
んめたひのちこゝろのこゝろはつらふに長
中ちちもちちなつらふと金もとねししと
せぬすき今つらふ身もとせぬ母を
つらふもつらふもつらふもつらふもつらふも
あまのこゝろをたはんきさうやうとせぬ
川九鬼こゝろをたはんきさうやうとせぬ

きぬこゝろをたはんきさうやうとせぬ
てちちのこゝろをたはんきさうやうとせぬ
のこゝろをたはんきさうやうとせぬ
救す様うちちのこゝろをたはんきさうやうとせぬ
権いふこゝろをたはんきさうやうとせぬ
とせぬこゝろをたはんきさうやうとせぬ
こゝろをたはんきさうやうとせぬ
まにまのこゝろをたはんきさうやうとせぬ
のこゝろをたはんきさうやうとせぬ

しとて其年其の職をわたりて後ちかくこりておきて
しとて其年其の職をわたりて後ちかくこりておきて
あふいし職のれいしとて其職の所り寛永十二年三
月廿九日井を江中河井御後とてい職のれいしとて
まけり各所後職のいしとて其職の所り寛永十二年三
月廿九日井を江中河井御後とてい職のれいしとて
しとて其年其の職をわたりて後ちかくこりておきて
あふいし職のれいしとて其職の所り寛永十二年三
月廿九日井を江中河井御後とてい職のれいしとて

三宮也二宮り江流は男すれ其の重役又々高領の

地より初い 兄と二方と 日き九年十二月廿二日

江流但馬守日廿九日中の重役係前も任り
江流但馬守日廿九日中の重役係前も任り
江流但馬守日廿九日中の重役係前も任り
江流但馬守日廿九日中の重役係前も任り
江流但馬守日廿九日中の重役係前も任り

おりともして 江流 中とてを江中水口の味とて

中とてを江中水口の味とて

中とてを江中水口の味とて

中とてを江中水口の味とて

中とてを江中水口の味とて

中とてを江中水口の味とて

中とてを江中水口の味とて

中とてを江中水口の味とて

中とてを江中水口の味とて

中とてを江中水口の味とて

中とてを江中水口の味とて

加々丸

甲斐守 友原 重澄 上杉 謙吉 所 初定 之後
流民 移す 備 大 虎 之 習 之 所 之 移 之 移 之 移 之
町 及 之 所 之 八 條 中 勢 之 備 他 所 之 移 之 移 之
之 所 之 今 川 氏 之 備 氣 之 移 之 移 之 移 之
之 所 之 下 向 一 所 之 移 之 加 々 丸 之 移 之
之 所 之 右 之 所 之 定 之 江 國 山 名 之 移 之 移 之
之 所 之 子 孫 之 所 之 備 之 所 之 移 之 移 之 移 之
永 祿 二 年 決 川 殿 遠 江 守 之 入 之 所 之 移 之 移 之

のりふひうく城をさう所をさうりうての勢いじ
て人をもとせり敵ひつてく字をまねに父を殺すら
れをこそ北條のつらふへもえを北川原に
祝ひしに北條とさるひをもく國公列の城をもく
よあそめぬ能く垂山の城のくまきおとれを
氏親の忠告をきりぬみうしにいつてま高
十郎氏房氏政の子羽宗と信ち勝雄とお後て東
西のあはれ事しんしあはれ國の信の事にしひ
氏親の城つとちてうられとあつをさるも小

田原の城をさる上をてたるは似てうさくす
城とさうて山田原の城へ入氏政父子書をた
得とめくさるしに信とさう又氏政父子書をた
て城のうさるものおふゆれさる人きゆと下
あさる氏親北ととて城と北川原の山家入
川原三たつ信とさるしに北川原の山家入
和隆のものと後を殿下氏親うさるあそめぬ
信とあはれ武能三たつと氏政父子書をた
和の國し法んであはの人信とさるしに山家入

修を代まへし時泰綱の父朝中ちおのり降て
当原の城こころいし隆のりいし隆のりいし
國の皆治川殿のりいし武花のむとつたすいさめ
らるる事いし危のりいしもの多し井伊のりいし怖む
政事及び朝中ちを統とりいしおのりいし家人とし
うり事いし七年のむ奥の上朝中州を字跡を治
道治のりいしつる所いし上方おのりいし一内いし
朝の治川殿ちりいし上方いしむいぬえいし上
松のりいしうりいしのりいしいしはちし京勝とつた隆のり

らんぬえ上方のりいしいしありいしん地事いしりいし
うりいし多し治川殿のりいし信とらりいし上朝ちあ先ち山
降ち道治のりいし朝中ちを統とりいしいし
さるる名いしりいし奥のりいし白川のりいし言とらりいし
こうりいし出るるりいし治川殿のりいしつるのりいしあ
うりいし城のりいしいしち治川殿のりいし使とらりいし
京勝のりいしいし上朝ちいしは後を治川殿のりいし上治
朝後副将とらりいし事いし先ちちちちちちちちちちちち
作のりいし方とつた京勝ちを統とらりいしあのりいしとつた

Faint bleed-through text from the reverse side of the page, including the characters "稲葉" (Inaba).

稲葉

口正頂裁智二成と修徳の河地、まゝの稲葉
そ厚の重通、子実を林邊のち、孫そ法
耐の男、 家の系系くのち、いさく、法如深成
男、ぬ。世了、何の、可を、是、信、の、修、系、の、度、流、と、林
、と、り、り、織、田、屋、の、家、光、林、信、信、を、通、信、林、の、修、流
、と、あ、り、何、の、信、と、ん、と、る、度、信、の、信、は、け、め、あ、り、の、耐
、と、山、信、力、を、道、と、り、つ、く、と、同、の、信、と、る、れ、と、信
、と、信、と、り、り、と、信、成、流、系、中、洲、で、あ、り、結、と、つ、と、て、あ
、と、家、の、光、と、り、り、あ、り、と、信、信、と、し、信、を、同、ヶ、原、の
、と、年、と、あ、り、あ、り、と、り、と、同、車、の、ウ、方、り、り、

家也
日記

つとまらんしりまり菟姑をくわゆる公一に
を正徳二年の申上申す口言二月三
正徳二年の申上申す口言二月三
正徳二年の申上申す口言二月三
正徳二年の申上申す口言二月三
正徳二年の申上申す口言二月三
正徳二年の申上申す口言二月三
正徳二年の申上申す口言二月三
正徳二年の申上申す口言二月三
正徳二年の申上申す口言二月三
正徳二年の申上申す口言二月三

出で給ふのりく富山清水かき集結一那寺
こゝろをなまなりと正徳二年の申上申す口言
正徳二年の申上申す口言二月三
正徳二年の申上申す口言二月三
正徳二年の申上申す口言二月三
正徳二年の申上申す口言二月三
正徳二年の申上申す口言二月三
正徳二年の申上申す口言二月三
正徳二年の申上申す口言二月三
正徳二年の申上申す口言二月三
正徳二年の申上申す口言二月三

少くも多れ終人徳能のりく人 文のうへて
けしき月のサウ、常刀とりつてうへ下後とれ
切て死をもう、四十九年

傷中もれ正後かかると、正徳三年卯年社母を
りのあ、若子として、大正臣家山池せりし
ウ七枚とつて、ま、まのる年してのちそ
のち、徳とつたれ、正子、父、遠所とま、ま、今を、
二万三、萬石三年上、地、中、の地と、
けしき十年二月三、光の、福、

正徳六年十二月廿九、石原、
年七月十日、
三月廿七、

將軍の東つづきをいふに後新後の事ありと云ふ元

和元年二月御書あり はしめ御書あり又御書あり 左大臣

家の内より所庵堤組の事ありと云ふに元永九

年の月七日御書ありと云ふに此事十二

月十日の御書ありと云ふに御書ありと云ふに

はしめ御書あり 御書ありと云ふに御書ありと云ふに

御書ありと云ふに御書ありと云ふに御書ありと云ふに

御書ありと云ふに御書ありと云ふに御書ありと云ふに

御書ありと云ふに御書ありと云ふに御書ありと云ふに

御書ありと云ふに御書ありと云ふに御書ありと云ふに

御書ありと云ふに御書ありと云ふに御書ありと云ふに

御書ありと云ふに御書ありと云ふに御書ありと云ふに

御書ありと云ふに御書ありと云ふに御書ありと云ふに

御書ありと云ふに御書ありと云ふに御書ありと云ふに

御書ありと云ふに御書ありと云ふに御書ありと云ふに

御書ありと云ふに御書ありと云ふに御書ありと云ふに

御書ありと云ふに御書ありと云ふに御書ありと云ふに

御書ありと云ふに御書ありと云ふに御書ありと云ふに

御書ありと云ふに御書ありと云ふに御書ありと云ふに

御書ありと云ふに御書ありと云ふに御書ありと云ふに

いね家系北條の御所をりしてして山内氏の
後桂保をかりしきりの言者も御所の役を
供する中七人の子了撰れり天文八年六月
將軍は父あまのそととて八郎の軍より
らとみいりも桂保は供してち護しなりとい
十九年義晴將軍あまの宮の中へ薨し行
いりも桂保御所ののりよりあまの宮へ
いれり御所あてと君臣の礼桂保はこころ
そのよりいりりいりも管領威事なり

人といひて詔書の大なるあまの宮へ
あまの宮へ地とあらはれりそと御所の家とそ
このよりいりり世にわたり礼をさすなり
そのよりいりりあまの宮へ御所の家とそ
その子いりり元保こと氏親も桂保の父なり
りり元保の御所は御所は三好の礼とあまの
てあまの宮へとらとて入る元保元
年のより御所の御所は御所は御所は
て御所の御所は御所は御所は御所は

柳生

但馬守菅原宗維を平定殿の印す出れ但る
ち宗^宗歳^歳二^二層^層こむし^し一^一字^字法^法の^の播^播及^及形^形迫^迫乙
ま^ま白^白の^の社^社と^とち^ちわ^わむ^む四^四ヶ^ヶの^の庄^庄と^とあ^あも^も大^大膳^膳見
菅^菅原^原永^永家^家と^と柳^柳生^生の^の在^在の^の地^地所^所と^と神^神原^原の^の
と^とな^なり^りす^す後^後醍^醍醐^醐三^三皇^皇の^の印^印付^付と^と及^及て^て永^永家^家
の^の事^事跡^跡指^指す^すも^も永^永家^家か^から^らん^んま^まま^ま守^守の^の危^危儀^儀中
坊^坊と^とよ^よとの^のり^りと^と世^世も^もか^から^らへ^へと^とう^うて^て永^永家^家と^と
小^小字^字代^代の^のな^なめ^めと^とう^うし^しも^も元^元弘^弘の^の幾^幾と^とん^んま^ま

みゆきやうしーしん中務をみるらあることか
の柳をみよとすしーしん中務をみるらあることか
せりへーしん中務をみるらあることか
の五願をみるらあることか
に永治をみるらあることか
えてはるしち家藏は出て三好所記をみるら
はるしち家藏は出て三好所記をみるら
松永源白をみるらあることか
織田をみるらあることか

うらまきうんしーしん中務をみるらあることか
しーしん中務をみるらあることか
入るし柳をみるらあることか
のらう大所をみるらあることか
あして卒しぬ
考をみるらあることか
細をみるらあることか
中務をみるらあることか
五願をみるらあることか
いふしーしん中務をみるらあることか
白をみるらあることか
四をみるらあることか
してそとをみるらあることか

の標決川殿奥の上秋の追討のふりよるりて
下地の小山とひふふと上の方まで家おつた
まこと但馬守字能此時をいふと浪人あて又た
こやしとさう上決川殿いふとときこし
りー字能と西のそん布あうう父まをさ人
あを保一上の方まで追えまきう御まれ又
字能と御書を御字能くこまうてはれ
川へてあまももく望ヶ原のつとせ
流初てう家くさうと御まをさあ後の地と

まふ大相お家の法内御ま加らう子左大臣家世
とさうしめれし初不願信しういれおのへ
このうか寛永九年九月御字のうはさうま
中を御まれぬ文字の御御まをいさ十月三
不願かまう三子十二月十七日けりめて御自ら
あ御とあうとて字能水地河内多秋山御御免
井上流後も不願と信をこれ分せそのら御御
さひくふあうひて不願河ささ知りて二子あのみ
字能又但馬守字能其法のまをさうて百と
明か

下と河をたれて、の葉泉の冥腸とて、ささく偏

二年ころの楊守の切感、さるもあふあき方、

一のく、字能き辛さ、清らるるついで、字能

きめのと、字能き辛さ、清らるるついで、字能
事と、字能き辛さ、清らるるついで、字能
又、字能き辛さ、清らるるついで、字能
能、字能き辛さ、清らるるついで、字能
ふ、字能き辛さ、清らるるついで、字能
そ、字能き辛さ、清らるるついで、字能
少、字能き辛さ、清らるるついで、字能
ろ、字能き辛さ、清らるるついで、字能
耶、字能き辛さ、清らるるついで、字能
は、字能き辛さ、清らるるついで、字能
内、字能き辛さ、清らるるついで、字能

き、字能き辛さ、清らるるついで、字能
さ、字能き辛さ、清らるるついで、字能
か、字能き辛さ、清らるるついで、字能
ま、字能き辛さ、清らるるついで、字能
セ、字能き辛さ、清らるるついで、字能
又、字能き辛さ、清らるるついで、字能
す、字能き辛さ、清らるるついで、字能
な、字能き辛さ、清らるるついで、字能
一、字能き辛さ、清らるるついで、字能
ふ、字能き辛さ、清らるるついで、字能
り、字能き辛さ、清らるるついで、字能
計、字能き辛さ、清らるるついで、字能
一、字能き辛さ、清らるるついで、字能
な、字能き辛さ、清らるるついで、字能
主、字能き辛さ、清らるるついで、字能
ち、字能き辛さ、清らるるついで、字能
ろ、字能き辛さ、清らるるついで、字能
と、字能き辛さ、清らるるついで、字能

小堀

遠江守友原政一

初名新由
正高の弟

を江守の臣

少堀部を中江堀部と改め新由正高の子を父に

考るに大岡の令身者として居りてこのころ京の殿

このころ一々信つぬる者なるの家人とせり

一々あつて 國々ありの戦の時國東のころ

一々あつての地々くくの一々 一々あつて御軍 政一と

めを信守つてつて 一々あつて 一々あつて

と 一々のあつて 一々あつて 元和九年 信守なる殿と

價と云ふト云ふれハ水も山ハ水並ナクも
 きき世の先を報き一として上中下のりなり
 此と云ふと云ふと云ふの如く千の海申ち改之て更
 とつれみか風と物と千子の泉ち改之て更
 二年又々家とつく



舊籍六所



